屋外施設での課外活動再開にあたっての感染症対策マニュアル作成ガイドライン

20220411 改訂版

成蹊大学学生支援事務室学生部

屋外施設での課外活動を希望する団体は以下の記載事項およびフォーマットを踏襲して、且つ各団体の競技特性に応じた感染症対策を加えたマニュアルを作成し、学生部に提出して適否の審査を受けてください。許可された団体のみ活動を認めることとします。

++

＜はじめに＞

成蹊大学＋＋＋＋部は、成蹊大学学生部が提示する対策マニュアルのガイドラインの内容に従い、以下の通り、新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを定める。

この対策マニュアルは現役部員だけではなく、活動に参加する OBOG 指導者・外部指導者および入部を希望する新入生全てに及ぶ。

活動再開が許可された際には、各部で作成した対策マニュアルを全部員（指導者を含む）に事前配布し、納得した部員だけが活動に参加すること、上級生は部員に対して活動への参加を決して強制することなく、部員各自の自主的な判断に委ねることと、再開前日までにオンラインで必ずミーティングの機会を設け、対策マニュアルの記載内容を参加した部員全員が遵守することを徹底する。

また責任者、指導者らは部員に対して活動への参加を決して強要してはならず、部員がそれを強要されたと感じる言動を厳に慎む。

＜活動再開前の準備＞

① 部員は活動開始 14 日以上前からの日々の行動について、外出先や接触者を記録し、感染症発生時に備える。
② 日頃から石鹸による手指の洗浄を励行し、手指で目鼻口を触らないよう努める。
③ 不要不急の外出を極力控え、公共交通機関の利用もなるべく控えるなどして、日常的に 3 密（密集・密接・密閉）を回避するよう努める。
④ 外出時には必ず不織布マスクを着用し、安全な身体的距離（2ｍ以上）の保持に努める。
⑤ 来校 14 日前から毎日 1 回以上の検温を行うとともに、咳や咽頭痛、悪寒などの風邪症状の有無などをチェックすること。
⑥ 発熱や風症状など体調不良がある場合は、薬剤を使用していない状態で、解熱後、及び症状の消失後に少なくとも 3 日が経過していることを条件に活動への参加を許可する。
⑦ 飲酒を伴う懇親会や、大人数や長時間におよぶ飲食等、感染リスクが高まる場面への参加は控えること。

＜日々の体調管理＞

① 毎日１回以上の検温を行うとともに、咳や咽頭痛、悪寒などの風邪症状有無などをチェックし、添付の健康管理表を使用して、団体として部員の健康状態を把握する。※部長などが健康管理責任者として管理を一元化することが望ましい。

※指導者ほか練習に参加する全員が同様に体調記録、感染防止のための行動を励行する。

② 規則正しく食事を摂取し、毎日十分な睡眠をとる。

③ 日々の体調管理とは別に、部員一人一人が日記のような形で行動記録をつけ、万一感染者が出た場合に、その日の行動や経路を追えるようにする。

＜道具などの衛生対策＞

① 競技球以外の道具の共用は極力避けることとし、止むを得ず共用せざるを得ない道具は、高濃度アルコール（70％以上）液を使用して消毒して使用する。

② 飲料水およびそれを入れるボトルのほかにタオルなどの共用をしてはならず、誤飲誤用を防ぐため必ず記名ないしマーキングをすることとする。

＜活動時の感染症予防策＞

① ※この場所に競技／活動に特有の対策を具体的に記載すること。またその他届出団体など学外施設を使用する団体は使用施設管理者が定める使用規則も添付してそれを遵守するということも明記すること。

② 大学体育館の更衣室・シャワー室については大学が定期的（月～土の朝１回）に清掃と消毒を行うが、利用者も各自で身体が触れる部分の消毒を行うなど感染防止に努める。使用する際には入室する人数制限と時間制限を別途設ける。

③ 大学体育館のトレーニング室については大学が定期的（月～土の朝１回）に清掃を行うが、身体が触れる部分の消毒は利用者各自で行うなど感染防止に努める。

④ 活動の参加者全員がマスク（特段の事情がない限り「不織布マスク」とする）を着用する。但し熱中症対策のために適宜マスクを外して活動しても良いこととするが、息苦しさの少ない市販のスポーツ用マスクを用意するなど努める。その場合、声を出しての指示は 3m 以上離れて行う。

⑤ 練習前後に必ず利用者自らがフロアのモップ掛け清掃を行う。特に激しく使用した箇所はアルコールでの消毒が望ましい。

⑥ 部室に出入りする場合は以下の対策を遵守する。
人数制限（5 名以内）・時間制限（最大 10 分以内）・窓開け換気・不織布マスク着用・余計な会話禁止・手指で触れる部分の消毒

⑦ 熱中症対策として、練習の前後には充分な水分を摂取し、適度に休憩をとる。

⑧ 飲料水や氷、タオルなどは決して共用してはならず、各自で用意し、誤用・誤飲を避けるため記名やマーキングをするなどの工夫をする。

⑨ 活動の際に出たごみは、各自が自分で用意したビニール袋にまとめ、持ち帰るかごみ箱に捨てる。

⑩ 入部や見学を希望する新入生がいる場合は新入生の名前を確認し、対策マニュアルの内容を説明し、了解を得たうえで参加を可とする。

⑪ 部員同士（OBOG を含む）の飲食を伴う会合を禁止する。
⑫ 部員の居宅を含む部員同士の宿泊ないし長時間の滞在を禁止する。
⑬ 食事をとる際は黙食を徹底する。
⑭ ミーティングは可能な限りオンラインで行う。
⑮ 当日参加した OBOG 指導者の名前と連絡先も部として管理する。

＜段階的な練習計画＞
例）暑熱順化も合わせた段階的な練習計画を明記する。
① ステップ１　最初の 1 週間～10 日間
② ステップ２　次の 1 週間～10 日間
③ ステップ３　次の 1 週間～10 日間
④ ステップ４　次の 1 週間～10 日間
⑤ ステップ５　次の 1 週間～10 日間
緊急事態宣言下、蔓延防止等重点措置が出ている期間は、極力活動中も不織布マスク着用の上、接触を避けた活動を行うこととし、段階的に練習レベルを下げることも想定しておくこと。ただし、大会前等で実践的な練習が必要で、競技特性から接触を伴う練習が必要な場合は、この限りではない。その際は、練習以外での不織布マスク着用は必ず守り、十分な感染症対策を講じた上での活動を行うこととする。また、マスク着用での活動については、時期に合わせ、熱中症事故予防対策を講じる等、安全性を確保する。

＜感染の疑いがある部員ないし体調不良の部員への対応手順＞
感染の疑いがある部員や体調不良の部員が発生した場合
・該当学生は、以下の報告を必ず行うこと。
① 感染者、濃厚接触者となった場合や、感染が疑われる発熱等の風邪症状（体調不良）がある場合は、保健室 HP
（https://www.seikei.ac.jp/university/campuslife/hoken/）に従って報告し、療養期間・待機期間終了の報告と確認を行うまでは、登校及び課外活動への参加は不可とする。
② 濃厚接触者となり検査を受けた場合（保健所の指示、自己負担等全て含む)、その結果を保健室に必ず報告すること。
③ 保健所からの指示等に基づき、療養期間・待機期間が解除されたら、すぐに保健室に連絡をすること。
④ 感染が疑われる発熱等の風邪症状（体調不良）がある場合は、活動の可否に影響するため、極力 PCR 検査等が受けられるように、かかりつけ医等に相談し、その指示に従うこと。また、薬剤を使用していない状態で、解熱後、および症状の消失後に、少なくとも 3 日が経過していることを条件に活動復帰とする。

・団体としては以下の①～④に則り対応すること。

① 感染者が出た場合

・マスク無しでの活動がある団体は、直ちに活動を停止し、部員は明らかに濃厚接触者に該当しない場合を除き、登校禁止とする。

活動の特性により、マスク無しでの活動があるなど感染症対策が十分に行えない団体に関しては、直ちに活動を停止し、学生部に報告する。また、発症２日前以降に感染者が課外活動に参加した日に、活動に参加していた部員は、感染者との接触に伴う濃厚接触者となる可能性があるため、直近の接触状況が分かる状態の健康チェックシートを学生部に提出する。なお一定期間活動に参加していない、あるいは時間や場所をチームで分けて活動している場合など、明らかに接触の無い部員については、登校可能（対面授業への出席含む）とするが、それ以外の部員に関しては、濃厚接触者が保健所から特定されるまでの期間は、登校禁止とする。その後、保健所の指示や保健室の判断に基づき、濃厚接触者ではなくなった者に関しては、原則登校可能とする。濃厚接触者とならなかった場合も、特定されるまでの数日間の登校禁止については、学生部から団体へ出席停止に関する書類を発行するので、これを後日該当授業の担当教員に提出する。ただし、大学から別途指示がある場合は、その指示に従う。

・マスク着用での活動が徹底されている団体は、活動の継続、部員の登校が可能。

活動中の感染症対策が十分に行えている団体に関しては、活動での濃厚接触とならないため、活動の継続及び、感染者以外の登校は可能とする。

② 濃厚接触者のみ出た場合

全ての団体において活動の制限はなく、濃厚接触者以外の部員は登校も可能。

ただし、マスク無しでの活動の場合は、今後濃厚接触者が感染者となった場合に、他の部員が濃厚接触者になる可能性があるため、濃厚接触者を含め、部員の健康状態を十分に確認すること。

③ 感染が疑われる発熱等の風邪症状（体調不良）がある場合

・マスク無しでの活動がある団体は、直ちに活動を停止し、明らかに濃厚接触者に該当しない場合を除き、部員は登校禁止とする。

活動の特性により、マスク無しでの活動があるなど感染症対策が十分に行えない団体に関しては、直ちに活動を停止し、学生部に報告する。また、発症２日前以降に感染者が課外活動に参加した日に、活動に参加していた部員は、感染が疑われる体調不良者との接触に伴う濃厚接触者となる可能性があるため、直近の接触状況が分かる状態の健康チェックシート学生部に提出する。なお一定期間活動に参加していない、あるいは時間や場所をチームで分けて活動している場合など、明らかに接触の無い部員については、登校可能（対面授業への出席含む）とするが、それ以外の部員に関しては、感染が疑われる発熱等の風邪症状（体調不良）者の検査結果が判明するまで、もしくは、陽性となり、濃厚接触者が保健所等から特定されるまでの期間は、登校禁止とする。その後、保健所の指示や保健室の判断に基づき、濃厚接触者ではなくなった者に関しては、原則登校可能とする。濃厚接触者とならなかった場合も、特定までの数日間についての出席停止に関する書類が学生部から発行されるため、後日該当授業の担当教員に提出する。ただし、大学から別途指示がある場合は、その指示に従う。

・マスク着用での活動が徹底されている団体は、活動の継続、部員の登校が可能。

活動中の感染症対策が十分に行えている団体に関しては、仮に体調不良者が感染者となった場合も、活動では濃厚接触とならないため、活動の継続及び、感染者以外の登校は可能とする。

活動復帰の前に、薬剤を使用していない状態で、解熱後、および症状の消失後に、少なくとも３日が経過していることを確認する。

④ 課外活動の停止期間に関しては、原則保健所の指示に基づくこととするが、感染者の発症２日前を含む最終参加日を０日として厚生労働省の定める濃厚接触者の待機期間に準じた日数とし、活動の内容等を確認して、学校医を含む大学保健室の意見に基づき、大学として最終的に決定するため、学生部の指示に従うこと。

以上